

# 業務指示書

## 南アフリカ共和国技能工育成のための職業訓練校能力強化プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年7月25日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 竹澤 朱美 Takezawa.Akemi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年7月30日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号) 第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2017年度単独型 南アフリカ共和国 「包括的アーティサン（熟練工）育成推進プロジェクト詳細策定調査（評価分析/ソフトスキル）受注者

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：職業技術教育・訓練

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/職業訓練校支援）】

- 1) 類似業務の経験：職業技術教育・訓練に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：南アフリカ共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 ソフトスキル/就職支援】

- 1) 類似業務の経験：ソフトスキル（キャリア開発・生産性・労働倫理）/就職支援に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：南アフリカ共和国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 組立・旋盤】

- 1) 類似業務の経験：組立・旋盤 (Fitter and Turner) に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」 (<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年8月3日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

現地再委託に係る業務

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ZAR 1 = 8.036710 円, US\$1 = 110.099000 円, EUR1 = 127.856000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月9日(木) 16:00 ~ 17:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/職業訓練校支援  
ソフトスキル/就職支援  
組立・旋盤

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

36.03 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年8月24日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

南アフリカ共和国技能工育成のための職業訓練校能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/職業訓練校支援	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ソフトスキル/就職支援	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 組立・旋盤	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）では、1994年のアパルトヘイト廃止以降、人種間格差是正に重点を置いた政策が推し進められてきたが、2010年のジニ係数（収入不平等指数）は0.634（世銀調べ）と非常に高く、格差社会であることが明確に示されている。2017年4月時点の南アフリカの失業率は27.4%（IMF調べ）と高く、若年層の雇用創出が喫緊の課題とされている。

南アフリカ政府は「国家開発計画2030」において、2030年までに1,100万人の新規雇用を生み出し、失業率を6%に改善することを目標に掲げるとともに、基礎教育に加えて、職業訓練を通じて手に職を持つアーティザン（以下、技能工<sup>1</sup>）育成制度の再構築を重要課題として位置付けている。技能工とは、2008年の「Skills Development Act」で「必要な能力を公的に証明された125職種の人材」と定義されている。この125職種とは、2012年のGovernment Gazette Vol. 566に示された、建設やエンジニアリング、溶接、自動車、造船など細分化されたもので、「国家開発計画2030」は、2030年までに毎年3万人の技能工を育成するとの目標とを掲げている。

しかしながら、技能工は不足傾向で、南アフリカの労働市場において、「需要側」である企業が求める実務能力の習得が、「供給側」の職業技術教育・訓練（TVET）機関での教育・訓練や高等教育で十分対応できていない状況にある。また、南アフリカに進出している日本企業にとって、産業人材不足はビジネス投資環境の大きな障害となっており、労賃に見合う技能レベルと生産性の向上が重要との認識を持っている。

高等教育・訓練省（DHET）の「戦略的計画2015/16-2019/20」は、2030年までにTVETカレッジ入学者数を250万人にすることを目標とし、TVETカレッジの教員育成、産業界との連携強化、就業体験機会の提供促進に注力することを謳っている。「第3次国家技能開発計画（2011-2020）」においても、質の高い教育や技能開発の機会を万人に提供し、社会経済発展に寄与する人材の育成を、最重要課題としている。また、2012年に発表された「国家インフラ計画」は、持続的な経済成長のためにはインフラ整備が必要であると指摘し、18の戦略的統合プロジェクト（SIPs）を設定している。SIPsを推進するにあたり、125職種において特に人材が不足している13職種の技能工育成に、中心的に取り組むCentre of Specialization（CoS）の役割を与えられたTVETカレッジを、DHETが公立TVETカレッジ50校の中から選定することが決まり、2017年10月にCoSのリストがDHETより公表された。また、DHETは、TVETカレッジの新カリキュラム「National Occupational Curriculum Content（NOCC）」の策定を進めており、2018年に導入される見込みである。

我が国の「対南アフリカ共和国開発協力方針」（2012年12月）では、成長の加速化と貧困層の底上げを基本方針としている。成長加速化に向けた人材基盤の強化とインフラ開発促進支援を重点分野の一つとし、開発課題「産業人材・高度人材育成支援」の中に「産業人材育成プログラム」が位置付けられている。同プログラムは、TVET改善、中小企業支援、官民共同促進等を通じて、やりがいのある

<sup>1</sup> 本案件の詳細計画策定調査において、南アフリカにおけるアーティザンがどのような人材か確認した結果、技能工と訳すこととした。

仕事と持続可能な生計の創出に向けた実践的な人材育成、特に南アフリカが新興経済国として中長期の安定的成長を遂げるに喫緊の課題となっている黒人層の人材育成を図ることを目指している。また、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）で採択された「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」では、経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進が柱の一つに掲げられ、その支援を我が国も表明している。

本案件実施に先立ち、JICAは2016年12月に基礎情報収集・確認調査、2017年6月に南ア零細企業を対象とした産業界のニーズ調査を実施し、南アフリカの技能工育成の現状について確認を行った。基礎情報収集・確認調査では主に「自動車（自動車部品）」及び「電力（石炭火力発電所技術）」分野の産業界のニーズを探り、TVETカレッジでの人材育成の現状と課題を確認し、セクター別教育訓練機関（SETA: Sector Education Training Authority）の役割について調査した。SETAはDHET傘下の機関であり、DHETがパートナー企業から年間給与総額の1%に相当する拠出金（Levie 1% from company）として徴収した額の80%<sup>2</sup>がSETAに配分され、就業体験機会の提供等を担うこととされている（P17 5. 実施方針及び留意事項（9）労働市場ニーズに沿った就業体験機会の提供及び就職支援の実施を参照）。

更に、南アフリカに進出している大手日系企業への就職だけでなく、現地製造業の零細・中小企業の人材ニーズも調査した結果、零細・中小企業側としては要素技術の能力に加え、基礎学力や5S、さらに時間を守るといった労働倫理の高い人材を求めていることが明らかとなった。これら情報を踏まえ、2017年11月に実施した本プロジェクトの詳細計画策定調査では、プロジェクト対象校や対象職種を決定するため、DHETやSETAと協議、その結果、CoSの中からハウテン州と西ケープ州からTVETカレッジそれぞれ1校（合計2校）をパイロット校として選定すると共に、SIPs及びCoSの対象職種の中でも、幅広く製造業全般に関わる重要な職種である組立・旋盤工（fitter and turner）を協力対象職種とすることを決めた。また、ソフトスキル<sup>3</sup>の強化は技能工育成において取り組むべき課題の一つであることが確認されたことから、本案件は、①組立・旋盤に係る訓練教材（補助教材を想定）の整備、②組立・旋盤に係るパイロットTVETカレッジの教員の能力の向上、③パイロットTVETカレッジにおける学生の就業体験機会の提供に係る体制の強化、④パイロットTVETカレッジの学生に対する就職支援の強化、を行うと同時に、①～④にソフトスキルの視点を入れ込むことで、産業界のニーズを満たす組立・旋盤の技能工育成に係るパイロットTVETカレッジの能力強化を図り、もってTVETカレッジによる質の高い技能工の南アフリカの産業界への供給に寄与することを目ざすことで、南アフリカ側と合意した。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

技能工育成のための職業訓練校能力強化プロジェクト

### (2) 上位目標

<sup>2</sup> 残り20%はナショナルスキルズファンドとしてTVETカレッジに配分されている。

<sup>3</sup> 南アTVETにおけるソフトスキルの定義はP17（8）「ソフトスキル」を参照。

「(2030年までに年3万人の技能工育成に向け) TVET カレッジが質の高い技能工を南アフリカの産業界へ供給することに貢献する。」

(3) プロジェクト目標

産業界のニーズを満たす組立・旋盤の技能工育成に係るパイロット TVET カレッジの能力が強化される。

(4) 期待される成果

- ①組立・旋盤に係る訓練教材がパイロット TVET カレッジに整備される。
- ②組立・旋盤に係るパイロット TVET カレッジの教員の能力が向上する。
- ③パイロット TVET カレッジにおいて学生の就業体験機会の提供に係る体制が強化される。
- ④パイロット TVET カレッジの学生に対する就職支援が強化される。

(5) 活動の概要

【成果 1. (組立・旋盤の訓練教材整備) に係る活動】

- 1.1 組立・旋盤の訓練教材作成に係るワーキンググループを設置する
- 1.2 パイロット TVET カレッジの現行の訓練教材のレビューを行う
- 1.3 訓練教材作成のために産業界のニーズ調査を実施する
- 1.4 調査結果を関係者と確認する
- 1.5 訓練教材案を作成する
- 1.6 訓練教材案を用いてパイロット TVET カレッジで組立・旋盤の訓練を試行する
- 1.7 試行結果に基づき、訓練教材を最終化する
- 1.8 最終化した訓練教材に対して DHET の推薦を得る

【成果 2. (組立・旋盤のパイロット TVET カレッジ講師の能力向上) に係る活動】

- 2.1 パイロット TVET カレッジの組立・旋盤の講師の能力のレビューを行う
- 2.2 技能大会などの学生のスキル向上を図るイベントを含む、講師の能力強化計画を作成する
- 2.3 能力強化計画を実施する (講師の研修)
- 2.4 講師の能力の変化を評価する

【成果 3. (パイロット TVET カレッジの就業体験機会の提供体制強化) に係る活動】

- 3.1 パイロット TVET カレッジの就業体験機会の現状をレビューする
- 3.2 パイロット TVET カレッジとセクター別教育訓練機関 (Sector Educational Training Authority: SETA)・産業界との就業体験機会の提供に係る連携を促進する
- 3.3 就業体験機会の提供を行う
- 3.4 産業界からフィードバックを得る

【成果 4. (パイロット TVET カレッジの就職支援強化) に係る活動】

- 4.1 パイロット TVET カレッジの就職支援の現状をレビューする

- 4.2 関係者と就職支援を実施・フォローアップする体制を整える
- 4.3 産業界・人材募集・学生の就職状況などに関するデータベースを整備し、定期的に更新する
- 4.4 就職支援を実施する
- 4.5 定期的に追跡調査を行い、就職状況を分析する

(6) 対象地域

ハウテン州ツワネ市及び西ケープ州ケープタウン市

(7) 相手国関係者

- 主要カウンターパート機関：高等教育・訓練省（DHET）技能開発局
- その他のカウンターパート機関：同省職業技術教育及び訓練局、同省特別プロジェクトユニット<sup>4</sup>パイロットTVETカレッジ: ツワネ南TVETカレッジ(ハウテン州)、ノースリンクTVETカレッジ（西ケープ州）

(8) プロジェクト期間

最初の専門家の到着から 48 ヶ月

3. 業務の目的

本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2018年3月12日に署名された R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

1期：2018年9月26日～2019年9月25日(12.0か月)（仮）

2期：2019年11月12日～2022年9月25日(34.5か月)（仮）

このため、第1期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について

JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタント専門家は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプ

<sup>4</sup> CoS の制度起案部署であり、13 職種 26 校の CoS の選定を行った。



プロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

### (3) 民間企業との連携（特に日系企業）

本案件は広く製造業に関わる組立・旋盤を対象職種とするため、その成果は将来的にまた間接的に、広く在南アフリカ日系企業にも裨益するといえる。今後、プロジェクトの合同調整委員会（Joint Coordination committee, JCC）の開催時に日系企業に声がけするなどし、企業側のアイデアを参考にすること。

### (4) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果、等

本案件を実施するにあたっては、以下の情報を参考に他ドナーからの情報収集及び連携に留意すること。

#### ① ドイツ国際協力公社（GIZ）

Dual System Pilot Project (DSPP) では、東ケープ州及びハウテン州の TVET カレッジ 4 校<sup>5</sup>をパイロット校とし、電気工 (electrician) と配管工 (plumber) の職種を対象に、理論学習と職場での実地体験を並行して進める訓練を実施している。新フェーズを 2018 年 4 月から 4 年間にわたり実施予定で、対象校を西ケープ州とクワズルナタール州の CoS へ拡大見込みである。西ケープ州の対象校として、本案件のパイロット校であるノースリンク TVET カレッジも候補に挙がっている。

現在 DHET が策定を進めている理論・実践・就業体験機会で構成される新カリキュラム「National Occupational Curriculum Content (NOCC)」が 2018 年に導入される見込みであるが、GIZ は電気・配管分野のカリキュラム策定を支援している。新カリキュラム策定支援はすでに作業が進んでいるため、本案件では関与はしないものの、重要な動きであるため、情報収集は必要不可欠といえる。

#### ② 欧州連合 (EU)

教育と雇用の新規プログラムが、2018 年から 5 年間で計画されている。幼児教育・基礎教育・TVET の支援を予定しており、TVET 分野では TVET カレッジと SETA との連携を強化し、就業体験機会の制度強化を目指す。パイロット地域は、産業の集積地であるハウテン州と西ケープ州が検討されている。

#### ③ フランス開発庁 (AFD)

AFD の 5 年計画 (2016 年～2020 年) が承認され、今後、社会セクター (高等教育、TVET) に力を入れていく予定。技能工育成分野に PPP の枠組みでの資金拠出を念頭に置いている (ソフト支援は想定していない模様。また支援対象とする産業も検討中とのこと) とのこと、JICA の実施した調査や本案件にも関心が高い。

### (5) プロジェクト実施体制

<sup>5</sup> 東ケープ州の東ケープミッドランド TVET カレッジ校 (East Cape Midlands TVET College) 及びポート・エリザベス TVET カレッジ校 (Port Elizabeth TVET College)、ハウテン州のエクルレニ東 TVET カレッジ校 (Ekurhuleni East TVET College) 及びエクルレニ西 TVET カレッジ校 (Ekurhuleni West TVET College)。

実施体制は次頁の図1のとおりである。また、合同調整委員会（JCC）については、以下のとおりである。

①プロジェクトチーム

- 1) プロジェクトディレクター：DHET 次官
- 2) プロジェクトマネージャー：DHET 副次官(技能開発局)
- 3) JICA 専門家
- 4) カウンターパート機関からの出席者
- 5) その他

②南アフリカ側

- 1) 関連省庁からの代表者
- 2) その他

③日本側

- 1) JICA 南アフリカ事務所長
- 2) JICA スタッフ
- 3) 在南アフリカ日本大使館員
- 4) その他

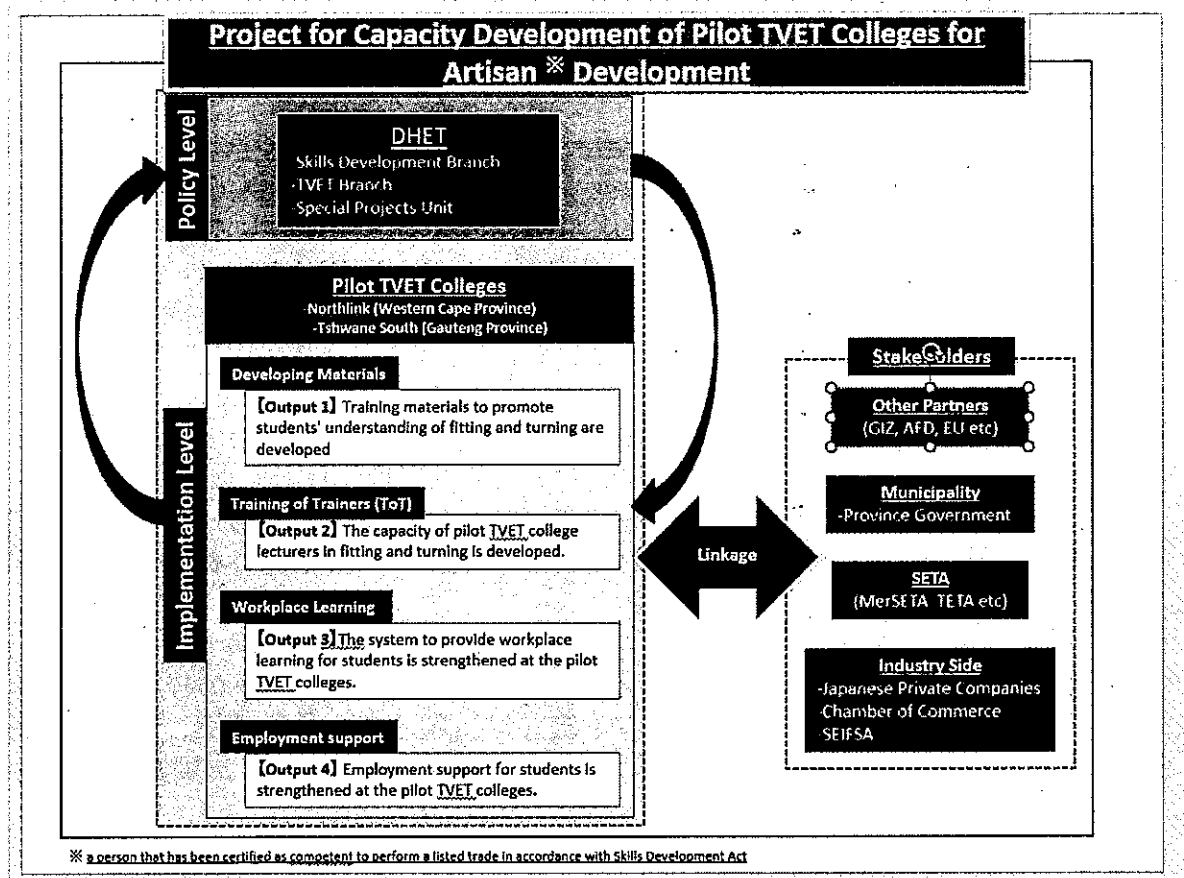


図1：プロジェクト実施体制図

(6) プロジェクト実施体制（南アフリカ側）

主要カウンターパートは高等教育・訓練省（DHET）技能開発局である。DHET 次

官がプロジェクト・ディレクターとして実施に責任を負い、DHET 副次官（技能開発局）がプロジェクト・マネージャーとしてプロジェクト実施の事務方の長としての役割を担いつつ、各パイロット TVET カレッジの能力強化については、各カレッジの校長、副校長らと協議しながら案件活動計画を作成していくこととする。DHET の中で、技能開発局は国家技能開発計画に基づく修学後（Post-school Education and training）の教育訓練に関する政策や法律を担当する。本プロジェクト実施に当たり連携する SETA などアーティザン教育訓練機関も同局が所掌している。職業技術教育及び訓練局は公立・私立の TVET カレッジにおける奨学金、カリキュラム、試験、単位認定などを所掌しており、密な連携が求められるため、JCC 実施時には同席を呼びかけることが重要である。特別プロジェクトユニットは、CoS の決定を担った機関であり、他ドナーがどの TVET 機関を支援しているかなどの情報を保有している。

本プロジェクトのサイトはハウテン州と西ケープ州の 2 州にまたがっているため、プロジェクト実施にあたっては、まず DHET 内にプロジェクトオフィスを設置し DHET 技能開発局カウンターパートと共に情報を一元化するように努める。2 つのパイロット TVET カレッジ内にもプロジェクトスペースを設け、コンサルタント専門家の執務室として活用できるようにする。

#### (7) プロジェクト実施体制（日本側）

本プロジェクトについては、本契約によるコンサルタント専門家（総括/職業訓練校支援、ソフトスキル/就職支援、組立・旋盤、等）による活動をもって成果を達成できると考える。

#### (8) ソフトスキル

南アフリカの TVET カレッジでは、国家職業資格 NC(V) の Level2 から level4 の必須科目に「生活指導 (Life Orientation)」という科目があり、日常生活や職場に必要な生活スキルと、コンピュータスキルの 2 つを教えている。生活スキルは、自己啓発・キャリア開発、学習スキル、健康・福祉、市民権をカバーしており、Level2 では時間や期日を守ることの重要性や先延ばしにすることの影響を含む時間管理を、Level3 では仕事の生産性（生産的な仕事ぶりや労働倫理）を、そして Level4 では、自己開発計画の見直し（問題解決能力・コミュニケーション能力・チームワーク等）について学ぶようになっている。しかしながら本プロジェクトの詳細計画策定調査で得られた情報によれば、現状、履歴書の書き方や面接対策といった仕事への応募の仕方が授業の中心で、例外的に一部の学校で、作業場・職場での振る舞いや取組姿勢についての啓発ポスターをワークショップに掲示し、学生の意識向上を図ろうとしていたが、それ以外にソフトスキル向上について力点を置いた取り組みはほとんど確認できなかった。本件実施にあたり、生活スキルの講義の改善方法や就職との連動のさせ方について、具体的にプロポーザルにて提案すること。

#### (9) 労働市場ニーズに沿った就業体験機会の提供及び就職支援の実施

以下に SETA 及び雇用主協会 (Steel and Engineering Industries Federation of South Africa, SEIFSA) の役割を記載するところ、案件実施に際し、これらの機関と連携しいかに労働市場ニーズに沿った就業体験機会及び就職支援

の実施（成果3 関連）ができるかをプロポーザルにて提案すること。

#### ① SETA の役割

2000年3月にSETAが設立（DHET傘下）され、現在21に集約されたSETAが機能し、セクターごとの技能計画の策定や、TVETカレッジ生の実習先企業の特定などの役割を担っているものの、実際にはTVETカレッジとの連携はほとんど行われていないのが現状である。21のSETAの中には、製造業セクター関連教育訓練機関（Manufacturing, Engineering and Related Services SETA: MerSETA）やエネルギーと水セクター関連教育訓練機関（Energy and Water: EWSETA）など機能ごとのSETAが存在する。本案件が対象とする組立・旋盤分野の企業情報を収集しているのがMerSETAである。他方、Cosの対象職種（13職種）のうち、各職種につき1つのSETAが協力企業の助成金申請に係る調整役として任命されており、組立・旋盤の担当SETAは、運輸セクター関連教育訓練機関（Transport Education and Training Authority: TETA）であることから、就業体験機会実施計画の策定には、上記MerSETAやTETAとの連携は必須になる。

#### ② SEIFSA の役割

本案件が対象とする組立・旋盤（Fitter & Turner）職種の総括機関にあたる雇用主協会が鉄鋼エンジニアリグ雇用主協会（SEIFSA: Steel and Engineering Industries Federation of South Africa）である。本雇用主協会は、担当職種のCoSを訪問し、組織運営・産業界との連携・資機材などにおけるギャップを特定し、定期的にCoSの活動をモニターすることになっている。案件開始後、SEIFSAからも最新情報収集を行い、今後のパイロット2校のモニタリングスケジュールを確認するとともに、MerSETAとTETAとSEIFSAと定期打合せを実施し、連携の方法を共に検討する。

#### (10) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

「戦略的計画 2015/16-2019/20」では男女間格差是正の必要性を示しており、また「第3次国家技能開発計画」では女性・黒人・貧困者・障害者など社会的弱者の技能向上と社会的平等を謳っているため、本案件の実施にあたっては女性を含む社会的弱者の技能向上を考慮し、ジェンダー平等推進を目指すとが求められている。本案件においてジェンダー平等を推進するような活動をプロポーザルにて提案すること。

#### (11) 他案件との連携

JICAはこれまで「南アフリカ・Artisan（熟練工）支援に係る基礎情報収集・確認調査」（2016年7月～2017年2月）をはじめ、「産業人材育成アドバイザー」（2016年8月～2018年12月）、「人材育成アドバイザー」（2011年8月～2013年7月、2013年12月～2016年5月）、「自動車産業人材アドバイザー」（2015年5月～2019年6月）などを実施してきた。本プロジェクトでソフトスキルを導入するにあたっては、他案件の成果を積極的に活用することも検討する。また、南アフリカ国内のTVETカレッジには複数のJICAボランティアが派遣されているところ、知見の共有について可能な範囲で検討すること。

## 6. 業務の内容

コンサルタント専門家は、R/D 添付の P/O に基づいて、以下の通り本プロジェクトの活動を C/P と協働して実施する。コンサルタント専門家は、これらの活動を実施するために必要な技術的指導・助言を C/P に対して行う。なお、活動の詳細については、プロジェクト開始後に C/P である DHET 及びパイロット TVET カレッジであるツワネ南 TVET カレッジ（ハウテン州）並びにノースリンク TVET カレッジ（西ケープ州）が一堂に会して、今後の案件の進め方について協議する機会を設けること。

### 各期に共通の業務

#### (1) 進捗管理に関する業務

##### 1) JCC の開催

プロジェクトの円滑な実施を目指し、以下の目的に沿って JCC を少なくとも年 2 回開催すること。

- ① R/D の範囲内でのプロジェクト年間計画の作成、承認
- ② プロジェクトの進捗管理、報告
- ③ プロジェクトの円滑な実施のために、同プロジェクトが抱える課題の検討・解決

##### 2) モニタリング・シート

JICA 様式のモニタリング・シート（英文）をまとめ、C/P とともに PDM の指標、PO の進捗等を確認する。目的・成果達成度の検証、戦略・計画の見直し、リスク管理及びインパクト発現等の視点も踏まえるよう留意する。モニタリングの結果は、JICA 南アフリカ事務所に提出すること。

##### 3) プロジェクト業務完了報告書の作成

1 期契約及び 2 期契約共に提出することとする。1 期契約については、2019 年 6 月を目途に提出する 2 度目のモニタリングシートをもって、1 期目のプロジェクト業務完了報告書とする。2 期契約においては、案件終了 6 カ月前に合同モニタリングを実施し、案件終了 3 カ月前に最終 JCC において最終化を行い、案件終了時の 2022 年 9 月に製本版を人間開発部に提出する（部数など詳細については 7. 報告書等報告 (1) 報告書等を参照）。

#### (2) 広報

##### 1) プロジェクトホームページの開設・管理

JICA が準備するプロジェクトホームページに、プロジェクト関連資料を含め、プロジェクトの活動実績・予定等を更新する。広報の観点から分かりやすいホームページ構成を心掛けるとともに、必要に応じプレスリリースも検討・提案する。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタント専門家で協議、確認すること。

##### 2) プロジェクト広報説明資料の作成・配布

本件、最初の JCC 開催時までにはプロジェクト開始の式典を計画しているため、JICA 人間開発部及び JICA 南ア事務所とも相談し、実施時期や内容について検討する。また、定期的にそれまでの活動の進捗状況をもとに、プロジェクト説明資料及びプロジェクト広報資料を作成し、JICA に提出するとともに、関係機関に配布する。最新版の作成にあたっては、JCC への説明お

よび協議結果を踏まえること。

なお、プロジェクト説明資料及びプロジェクト広報資料の内容及び留意点は「7. 報告書等」を参照のこと。

### (3) 国別研修

本プロジェクトの4つの成果である組立・旋盤の訓練教材整備、組立・旋盤のパイロット TVET カレッジ講師の能力向上、パイロット TVET カレッジの就業体験機会の提供体制強化、パイロット TVET カレッジの就職支援強化について、日本の事例を学び、考察する場として、本プロジェクトでは本邦研修が重要な要素となる。プロジェクト内包化としての位置づけで、対象者や人数は以下を想定している。

	対象者	人数	目的
1年次	DHET 副次官級及び TETA や MerSETA の代表者級	3 名（準高 2、一般 1）、7 日程度	日本・JICA の活動を理解する。 日本の公的職業訓練機関能役割を理解すると共に、民間企業との連携状況及び就職支援の状況を知る。
2年次	ツワネ南 TVET カレッジ（ハウテン州）及びノースリンク TVET カレッジ（西ケープ州）の代表者級、ツワネ南 TVET カレッジ（ハウテン州）及びノースリンク TVET カレッジ（西ケープ州）の組立・旋盤及びソフトスキルの教員	9 名（準高 2、一般 7）、20 日	本プロジェクト活動を理解する。 講義及び視察を通じ、組立・旋盤の訓練教材整備及び講師の能力向上を推進する。
3年次	パイロット 2 校に設置する就職支援課の求人開拓担当者及び産業界（SEIFSA など）のキーパーソン	6 名（準高 2、一般 4）20 日	日本の職業訓練校と民間企業との連携の様子を視察し、産業人材育成のための連携の重要性を理解する。
4年次	実施予定なし		

コンサルタント専門家は、C/P と調整し本邦研修実施に必要な情報（研修内容、時期、期間、参加者等）を確認し、「コンサルタント専門家等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」に基づき、研修を実施すること。本邦研修にかかる経費は本見積もりに含めること。

### 第 1 期(2018 年 9 月～2019 年 9 月)

#### 【全成果に共通する活動】

##### (1) ワーク・プラン（第 1 期）の作成・協議

- 本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、ソフトスキルの観点も踏まえプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第 1 期案：英文）に取りまとめる。JICA の確認後、南アフリカ側関係者と協議、意見交

換し、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、関係者間でプロジェクトの全体像を共有する。

(2) ベースライン調査の実施

- コンサルタント専門家専門家は、C/P と協働して、プロジェクト開始後1-2 ヶ月を目途にベースライン調査を実施し、上位目標、プロジェクト目標、成果の各指標に関し、プロジェクト終了時にその結果を確認するため各指標を設定する。
- コンサルタント専門家専門家具体的な調査範囲及び調査項目をプロポーザルで提案すること。また、ベースライン調査は現地再委託を認める。ベースライン調査の結果をもとに各指標の目標値を設定し、第2回のJCCまでに関係者と合意する。

(3) 国別研修の実施

- 組立・旋盤の訓練教材整備、組立・旋盤のパイロット TVET カレッジ講師の能力向上、パイロット TVET カレッジの就業体験機会の提供体制強化、パイロット TVET カレッジの就職支援強化について日本の事例を学び、考察することを目的とする。実施にあたっては JICA と協議したうえで決定すること。詳細は、上記「各期に共通の業務」(3) 国別研修を参照のこと。

**組立・旋盤の訓練教材整備（成果1）に係る活動**

(1) 組立・旋盤の訓練教材作成に係るワーキンググループを設置

各校代表者と組立・旋盤の講師らで構成されるワーキンググループを、ツワネ南 TVET カレッジ（ハウテン州）及びノースリンク TVET カレッジ（西ケープ州）にそれぞれ設置し、ワーキンググループの目的と今後の活動計画について定期的に打合せを行う。

(2) 教材調査・分析

ツワネ南 TVET カレッジ（ハウテン州）及びノースリンク TVET カレッジ（西ケープ州）において使用されている教材について現状を調査・分析する。

(3) 訓練教材作成のための産業界のニーズ調査の実施

2校のパイロット校においては現行カリキュラムに沿った教科書が存在しているため、組立・旋盤の訓練の補助教材案、及びソフトスキル能力向上のための補助教材案の作成について検討する。検討結果は、各ステークホルダーと共有し、今後プロジェクトで作成すべき補助教材の内容に関する方針等を協議し、議事録にまとめておく。

(4) 訓練補助教材作成計画の策定

上記(1)～(3)を踏まえ、組立・旋盤補助教材及びソフトスキル補助教材の作成計画及び教材案（イメージ）をワーキンググループ内で策定し、共有ワークショップを開催し、パイロット校の代表者はもとより、DHET や関係ドナーも招き、共有する。

**組立・旋盤のパイロット TVET カレッジ講師の能力向上（成果2）に係る活動**

(1) パイロット TVET カレッジの組立・旋盤の講師の実態把握調査の実施及び分析

組立・旋盤の講師の能力レビューのため、授業観察やインタビューを行

って能力を把握する。

(2) 能力強化計画表の作成

組立・旋盤の講師らのハードスキルの確認に加え、学生らが楽しみながら高い意欲をもって学べる環境づくり（例、年に1度、校内技能コンペを実施するなど）にも配慮できる講師らの能力向上計画を作成する。

(3) 講師の能力強化研修実施

本邦研修にて組立・旋盤の講師として必要な素養を身に着けるとともに、ソフトスキルや安全対策などについても学べる機会を設ける。「組立・旋盤」及び「ソフトスキル」のコンサルタントが現地に派遣されている時は、各パイロット校において研修を実施する。

(4) 講師の能力変化の評価

研修受講後、講師の能力の変化を学生満足度調査結果や技術的能力の評価結果並びに講師の自己評価結果を基にして評価する。

**パイロット TVET カレッジの就業体験機会の提供体制強化(成果 3)に係る活動**

(1) パイロット TVET カレッジの就業体験機会の現状をレビュー

TVET カレッジには就職課に相当する Placement Centre が存在するものの、履歴書の書き方支援や限定的な企業インターンシップ受け入れ先探しが主な活動であり限定的である。パイロット校 2 校の就業体験機会の現状を各校の責任者より聞き取り、整理しまとめる。

(2) SETA・産業界との就業体験機会の提供に係る連携を促進

P17 (9)「労働市場ニーズに沿った就業体験機会の提供及び就職支援の実施」を参考に、労働市場ニーズに沿った就業体験機会の提供及び就職支援の実施(成果 3 及び成果 4 の活動に関連)について、プロポーザルにて提案すること。

(3) 就業体験機会の提供及び産業界からフィードバック確認

1 年目は、MerSETA もしくは TETA 責任者と共に就業体験機会を準備・調整し、トライアルと位置付けて実施することを想定している。2 年目以降の本格実施に生かせるよう、実施後、実施人数・時期、受け入れ先、体験内容、その他特記事項をまとめる。学生を受け入れてくれた企業に対して、質問紙を配布し、学生の能力や今後 TVET 機関で学習することが望ましいと思われる科目などについて聞き取りを行い、2 年目以降の就業体験機会提供の実施改善に努める。

**パイロット TVET カレッジの就職支援強化(成果 4)に係る活動**

(1) パイロット TVET カレッジの就職支援の現状レビュー

TVET カレッジの中にはジョブフェアやマッチングをすでに導入しているところがあることが詳細計画策定調査を通じて確認されたが、一方で、企業数は限定的で、卒業生の就職などに関するデータベースが一切ないという学校が多かった。そこで、まずパイロット校 2 校の就業体験機会の現状を各校の責任者より聞き取り、整理し現状をまとめる。

(2) 就職支援の実施・フォローの体制整備

パイロット TVET カレッジ内の就職支援部署及び人員を確認し、不足等があればパイロット校代表者と協議を行う。就職支援の年間実施計画を作成し、関係者と共有する。

(3) 産業界・人材募集・学生の就職状況などに関するデータベース整備及び更新



1年目はまずデータベース整備に着手する。就職支援担当者がプロジェクト終了後も継続して更新していけるように管理が簡易な方法をカウンターパートと共に検討すること。

#### (4) 就職支援の実施及び定期追跡調査の実施及び就職状況分析

TVET カレッジの就職支援担当部署の担当者と共に、就職支援を実施する。2年目以降の本格実施に生かせるよう、実施後、支援した学生の人数・時期、具体的な内容、その他特記事項をまとめる。就職先の追跡調査も時期を決めて実施し、結果をまとめ、DHET、パイロット TVET カレッジに共有すると共に、就職状況を分析し、2年目以降の就職支援の改善に努める。

### 第2期(2019年11月～2022年9月)

第2期の活動は第1期の調査結果により見直す予定であるが、現時点で想定される活動は以下のとおり。

#### 【全成果に共通する活動】

##### (1) ワーク・プラン(第2期)の作成・協議

- 第1期の活動状況について整理したプロジェクト業務進捗報告書を基にして、第2期のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を、ソフトスキルの観点を踏まえて作成し、これらをワーク・プラン(第2期案:英文)に取りまとめる。JICAの確認後、南アフリカ側関係者と協議、意見交換し、ワーク・プラン(第2期)として取りまとめ、関係者間でプロジェクトの進め方についての共通認識を醸成する。

##### (2) 国別研修の実施

- 組立・旋盤の訓練教材整備、組立・旋盤のパイロット TVET カレッジ講師の能力向上、パイロット TVET カレッジの就業体験機会の提供体制強化、パイロット TVET カレッジの就職支援強化について日本の事例を学び、考察することを目的として、毎年1回国別研修を本邦で実施する。
- 実施にあたっては JICA と協議したうえで決定すること。詳細は、上記「各期に共通の業務」(3) 国別研修を参照のこと。

##### (3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

- 第2期の活動状況について整理し、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

##### (4) データ整備と成果の可視化

- プロジェクトの成果を可視化するため、直接裨益者数(現任の教員等)や間接裨益者数(学生、セミナー参加者等)に係るデータやその他、成果可視化に有効なデータを男女比もわかるように収集・整理し、各種報告書等に記載すること。

##### (5) エンドライン調査

- 案件完了報告書の作成に向け、上位目標、プロジェクト目標、成果目標の指標の取りまとめを行う。

### 組立・旋盤の訓練教材整備(成果1)に係る活動

#### (1) 訓練教材案を作成する

- 1年目で関係者から合意を得た組立・旋盤研修補助教材の作成計画及び教

- 材案（イメージ）をもとに教材案を試作する。
- (2) 上記訓練教材案を用いてパイロット TVET カレッジで組立・旋盤の訓練を試行する
  - (3) 試行結果に基づき、訓練教材を3年次を目途に最終化する
  - (4) 最終化した訓練教材に対して DHET の推薦を得る

#### 組立・旋盤のパイロット TVET カレッジ講師の能力向上(成果 2)に係る活動

##### (1) 講師の能力強化研修実施

1年次の反省などを踏まえ、2年次以降も本邦研修にて組立・旋盤の講師として必要な素養を身に着けるとともに、ソフトスキルや安全対策などについても学べる機会を設ける。「組立・旋盤」及び「ソフトスキル」のコンサルタントが現地に派遣されている時は、各パイロット校において研修を実施する。

##### (2) 講師の能力変化の評価

研修受講後、講師の能力の変化を学生満足度調査結果や技術的能力の評価結果並びに講師の自己評価結果を基にして評価する。

#### パイロット TVET カレッジの就業体験機会の提供体制強化(成果 3)に係る活動

##### (1) SETA・産業界との就業体験機会の提供に係る連携を促進

1年目で策定した今後の就業体験機会実施計画と照らし合わせ、その実施状況を2.プロジェクトの概要(7)相手国関係者と共にモニターし、要すれば実施計画書の改定を行うとともに、実施中の気づきやアイデアを同関係者間で共有し、さらなる就業体験機会の改善を図る。

##### (2) 就業体験機会の提供及び産業界からフィードバック確認

1年目の反省点や産業界からのフィードバックを分析し、2~4年目も就業体験機会の提供を行う。また、実施後には、参加人数、実施時期、受け入れ先、体験内容、その他特記事項を、継続して記録すると共に、受け入れ企業からも質問票による調査を用いてフィードバックをとりつけ、次回の就業体験機会の実施時期や参加人数など実施の改善に努める。

#### パイロット TVET カレッジの就職支援強化(成果 4)に係る活動

##### (1) 産業界・人材募集・学生の就職状況などに関するデータベース整備及び更新

1年目に整備したデータベースを活用し、具体的に実施した就職支援活動を記録に残すという行為を定着させていく。入力作業を通じデータベースに不備があれば改善・更新していく。

##### (2) 就職支援の実施及び定期追跡調査の実施及び就職状況分析

TVET カレッジの就職支援担当部署の担当者と共に、就職支援を実施する。実施後、支援した学生の人数・時期、具体的な内容、その他特記事項をまとめる。就職先の追跡調査も時期を決めて実施し、結果をまとめ、DHET、パイロット TVET カレッジに共有すると共に、就職状況を分析し、就職支援の改善に努める

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約は2期に分けて実施することとし、1期目（1年間）は中間払いを想定していないため中間報告書の提出は想定しないが、2期目（3年間）は2021年に中間払いを想定しており、そのための中間報告書としてプロジェクト2期事業進捗報告書を2021年6月頃提出する想定にしている。

以下に示す提出部数は、JICAに提出する部数であり、現地での協議及び国内での会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
<b>1期</b>		
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：2部 (事務所、課題部)
ワーク・プラン (1期分)	案件着手時(1ヶ月以内)	和文：2部 (事務所、課題部) 英文：1部
モニタリング・シート Ver. 1	ベースライン調査完了時 (2018年12月頃)	和文：2部 (事務所、課題部)
モニタリング・シート Ver. 2	Ver. 1提出の6か月後 (2019年6月頃)	和文：2部 (事務所、課題部)
プロジェクト業務完了報告書 (1期)	2019年6月 (直近のモニタリング・シートを更新して 添付代替)	和文：1部 英文：1部 CD-R：1枚
<b>2期</b>		
ワーク・プラン	2019年11月	和文：2部 (事務所、課題部) 英文：1部
モニタリング・シート Ver. 3	Ver. 2提出の6か月後 (2019年12月頃)	和文：2部 (事務所、課題部)
モニタリング・シート Ver. 4	Ver. 3提出の6か月後 (2020年6月頃)	和文：2部 (事務所、課題部)
モニタリング・シート Ver. 5	Ver. 4提出の6か月後 (2020年12月頃)	和文：2部 (事務所、課題部)
モニタリング・シート Ver. 6	Ver. 5提出の6か月後 (2021年6月頃)	和文：2部 (事務所、課題部)
プロジェクト2期事業進捗報告書 (中間払い報告書)	2021年6月 (直近のモニタリング・シートを更新して 代替)	和文：1部 英文：1部 CD-R：1枚
モニタリング・シート Ver. 7	Ver. 6提出の6か月後 (2021年12月頃)	
モニタリング・シート Ver. 8	Ver. 7提出の6か月後 (2022年6月頃)	
プロジェクト業務完了報告書 (2期)	案件終了6カ月前 ⇒最終JCCで最終化 の後、事業案件終了時に製本版を提出	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

C/P と合同で作成したガイドラインやマニュアル、教材等のハードコピー及び電子データを技術協力作成資料として提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト案件進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

(3) コンサルタント専門家業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ WBS

エ 業務フローチャート

(4) プロジェクト広報資料の作成等

当該案件の広報活動に活用するため、コンサルタント専門家は、プロジェクト広報資料を作成する。基本資料は以下のとおりとするが、最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタント専門家で協議、確認する。

プロジェクトの背景と問題点、問題解決のためのアプローチ、アプローチの実践結果、プロジェクト実施上の工夫・教訓等を、簡潔に記載。

少なくとも半年ごとに内容を更新し、プロジェクト最終結果時まで作成。

平易な文章にて、日本語、英語にて作成。図表、カラーを取り入れ、A4版8～10枚程度とする。

同内容のパワーポイント資料を作成する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本プロジェクトの現地業務は、2018年9月から2022年9月までの期間とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

総計：約 43.00M/M（うち第一年次 8.00M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた案件費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 総括/職業訓練校支援 (2号)
- ソフトスキル/就職支援 (3号)
- 組立・旋盤 (3号)
- 5S/業務調整
- 研修

### 3. 相手国の便宜供与

- (1) C/P の配置
- (2) 事務所スペースの提供 (事務所借上げ経費以外に事務所運営に必要な費用は全て積算に含めること。)
- (3) ID カードの発給
- (4) プロジェクトが必要とする情報・データの提供
- (5) プロジェクト実施に必要な経費の送金及び利用に係る支援

### 4. 参考資料等

(配布資料)

- ・「南アフリカ共和国 南アフリカ・Artisan(熟練工)支援に係る基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート」報告書
- ・「Needs Survey of Human resource Demand for SMEs in Artisan Development」報告書
- ・「南アフリカ共和国技能工育成のための職業訓練校能力強化プロジェクト」詳細計画策定結果に係る資料 (事前評価表、Minutes of Meeting (M/M))
- ・討議議事録 (Record of Discussions: R/D)

### 5. 現地再委託

以下の業務については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント専門家・NGO 等に再委託して実施することを認める。

- (1) ベースライン調査
- (2) エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント専門家等契約における現地再委託契約ガイドライン (2012 年 4 月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は別見積とする。

## 6. 安全対策措置について

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務における契約については、年度を跨ぐ複数年度で契約締結することとし、年度を跨がる現地及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行うことが可能であり、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 部分払

本業務においては、契約期間が長期に及ぶため、部分払を認めることとし、部分払いの要否等については契約交渉を経て確定することとする。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が発生した場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定する。

以 上